

平成31年4月26日
中部地方整備局

公契約関係競売等妨害に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社九電工
業者の住所 : 福岡県福岡市南区那の川1-23-35
2. 指名停止措置期間 : 平成31年4月26日から平成31年6月25日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

(株)九電工の行橋営業所長は、平成28年7月に福岡県築上町が発注したし尿処理施設建設工事に関し、同社が有利になるよう、同町環境課長に働きかけるなどして、公正な入札を妨害したとして、平成31年3月9日、公契約関係競売入札妨害の疑いで福岡県警により逮捕された。

更に同営業所長は、同工事の入札で便宜を受けた見返りに、同町の町議に現金800万円を渡したとして、平成31年3月30日、贈賄の疑いで福岡県警により再逮捕された。

5. 指名停止措置理由

(株)九電工の行橋営業所長が、公契約関係競売入札妨害及び贈賄の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当する。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一
契約課長補佐 野田 純大 電話番号 (052) 953-8138